

平成 29 年 3 月 22 日  
(次世代育成支援)

## 医療法人松城会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1、 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に 1 人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を 80%以上にする。

《対策》

平成 29 年 4 月～全体会議等を通して育児介護休業に関する規則第 2 章の内容について、各事業所の管理責任者へ説明、取得促進のための啓蒙活動を行う。

目標 2、 職員が子供の看護のための休暇について、時間帯単位でも取得できるよう利用しやすい制度の推進を図る。

《対策》

平成 29 年 4 月～全体会議等を通して子の介護休暇第 10 条の内容について、各事業所の管理責任者へ周知し、取得促進のための啓蒙活動を行う。